

宇治田原町高収益作物次期作支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた野菜、花き、果樹、茶の高収益作物（以下「高収益作物」という。）の次期作への取組に対し支援を行うことを目的として予算の範囲内において交付を行う宇治田原町高収益作物次期作支援事業費補助金について、宇治田原町補助金等交付規則(平成15年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高収益作物の営農を行う町内在住生産者又は町内に事務所を有する法人
- (2) 本年における高収益作物の売上が、茶にあっては平成30年、茶以外の高収益作物にあっては令和元年と比べて減少していること。
- (3) 高収益作物について、生産性又は品質の向上等次期作に向け前向きに取組む生産者であること。

2 補助対象者は、自己又は法人の役員等が、宇治田原町暴力団排除条例(平成25年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号のいずれか低い方の額とする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

- (1) 次期作取組面積整理表(別記第2号様式)に記載の交付対象面積に10アール当たり5,000円を乗じた額
- (2) 高収益作物に関して次期作に向けた取組みに要する費用(令和4年5月18日以降に着手されたものを対象とする。ただし、他の制度において補助等を受ける場合は、その制度により交付される額を差し引くものとする。)

(交付申請及び交付決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇治田原町高収益作物次期作支援事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 高収益作物に関して次期作に向けた取組みに要する費用に係る見積書その他資料の写し
- (2) 次期作取組面積整理表(別記第2号様式)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、宇治田原町高収益作物次期作支援事業費補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第5条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業完了後1箇月以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、宇治田原町高収益作物次期作支援事業費補助金実績報告書兼請求書(別記第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 高収益作物に関して売上減少が確認できる書類
- (2) 高収益作物に関して次期作に向けた取組みに要した費用に係る領収書その他証明書の写し
- (3) 次期作取組面積整理表(別記第2号様式)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、その内容が適正であると認めるとき補助金の額を確定し、宇治田原町高収益作物次期作支援事業費補助金確定通知書(別記第5号様式)により補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し補助金の返還を命令することができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付申請書、実績報告書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。